

令和6年10月21日

島根県の乗合バス事業者に対して行政処分を実施しました

令和5年7月2日に島根県浜田市朝日町の市道交差点で死亡事故を引き起こしたことを端緒として、島根県の乗合バス事業者である石見交通株式会社の浜田営業所に対して、島根運輸支局が令和5年9月6日に立入監査を実施しました。

監査の結果、疾病のおそれのある乗務員を運行の業務に従事させていたなど道路運送法等関係法令に違反する事実が確認されたため、中国運輸局は道路運送法第40条の規定に基づき、当該事業者に対して浜田営業所の乗合バス1両を60日間使用停止することを命じました。

当局では、利用者が安心して公共交通機関を利用できるよう、引き続き運送事業者を指導監督し、法令遵守の徹底に努めます。

【行政処分の内容】

- 行政処分年月日 : 令和6年10月7日
- 事業者名 : 石見交通株式会社(代表取締役 小河 英樹)
住所 : 島根県益田市幸町2番63号
処分対象営業所 : 浜田営業所(島根県浜田市治和町ハ12番地)
- 行政処分の内容 : 事業用自動車の使用停止 60日車(1両×60日間)
(令和6年10月21日から令和6年12月19日まで)
- 違反の内容 : 別紙のとおり
- 違反点数付与状況 : 6点(累積点数:6点)

【参考】中国管内乗合バスの車両停止処分状況(過去5年間) ※今回の処分を除く

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1件	2件	0件	5件	2件

【問い合わせ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

島根運輸支局 自動車運送事業監査室

担当 : 則宗、築山

担当 : 鬼村、釜田

TEL : 082-228-3460

TEL : 0852-37-1311

【車両停止に係る違反】

1. 疾病のおそれのある乗務員を運行の業務に従事させていた。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)

2. 運転者に対する適切な指導及び監督が行われていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

3. 特定の運転者に対し適性診断を受診させていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

【警告に係る違反】

1. 特定の運転者に対する特別な指導が行われていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)